

令和5年8月25日

北海道知事 様

提出者

住 所 大阪府中央区南船場一丁目13番20号

一般社団法人R・ASK8

氏 名 代表理事 浅倉 康之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

## 1 特定小売事業施設の概要

名称	スーパーセンタートリアル上磯店
所在地	北斗市七重浜7丁目14番1
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成25年3月26日



## 2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	令和5年6月30日
変更の理由	<ul style="list-style-type: none"><li>提出者の変更のため （変更前）愛知県名古屋市緑区曾根2丁目162番地 株式会社エスポア 代表取締役社長 矢作 和幸 （変更後）大阪府中央区南船場一丁目13番20号 一般社団法人R・ASK8 代表理事 浅倉 康之</li><li>地域貢献活動の担当者変更のため （変更前）月岡 将 （変更後）串田 一之進</li></ul>

## 3 変更後の地域貢献活動計画

## (1) 地域貢献活動の実施に関する計画（変更なし）

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
中心市街地活性化の取組への協力	・自治体の取組みに出来る限り協力	随時	・要請があれば協力を検討
地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	・近隣小中学校の店舗見学、体験学習の受入	随時	・要請があれば協力を検討
	・地域イベント時のポスター掲示	随時	・要請があれば積極的に協力

地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を設置	通年	・下記の通り「担当窓口」を設置
地域活動の為にコミュニティスペースの提供	・緑の募金運動等への場所提供	随時	・要請があれば協力を検討
地域企業や道内企業との取引促進	・地元・道内企業へのテナント入居促進、催事場所賃貸	通年	・要請があれば検討
地域及び道内からの雇用の推進及び安定的雇用の確保	・地域限定正社員制度の実施 ・パート、アルバイトの地元採用	通年 通年	・継続 ・継続
ゆとりある勤労者生活の確保	・週休2日制を実施 ・結婚、出産、育児支援の実施	通年 通年	・継続 ・継続
従業員の職業能力開発の推進	・公的資格取得の支援	通年	・継続
深夜等における青少年の非行防止への協力	・私服警備員の巡回 ・夜間、駐車場の一部閉鎖 ・機械警備の実施	通年 通年 通年	・継続 ・継続 ・継続
災害時における緊急避難場所の提供	・駐車場を避難場所として提供	緊急時	・要請に基づき、可能な限り協力
環境対策の推進	・リサイクル対策等の推進 ・エネルギー対策の実施	通年 通年	・ゴミの分別回収、リサイクル回収BOX設置 ・過度な照明の削減、空調温度の適切な設定により節電

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	東京美装興業株式会社
職・氏名	串田 一之進
電話番号等	011-200-0244

<担当者連絡先>

所属名	東京美装興業株式会社
職・氏名	串田 一之進
電話番号	011-200-0244
電子メールアドレス	k-kushida@tokyo-biso.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記

載すること。

- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。